阪神水道企業団公報

平成21年１月15日　第214号

毎月15日発行
発行所
阪神水道企業団
神戸市東灘区西岡本
３丁目20番１号

目　次

◇条　例◇

○　阪神水道企業団附属機関の委員その他の構成員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○　特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇訓　令◇

○　阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

○　阪神水道企業団公舎規程の一部を改正する規程

○　阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

◇管　理　規　程◇

○　阪神水道企業団職員寮管理規程

◇告　示◇

○　平成19年度阪神水道企業団水道事業会計決算

○　平成20年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

条　例

阪神水道企業団附属機関の委員その他の構成員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第６号

阪神水道企業団附属機関の委員その他の構成員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団附属機関の委員その他の構成員の報酬並びに費用弁償に関する条例（平成16年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第203条第５項」を「第203条の２第４項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第７号

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例（昭和27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「平成20年12月31日」を「平成23年12月31日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

訓　　令

訓令第４号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月22日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

第15条の２第５号中「職務に関し、」を削る。

附　則

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。

訓令第５号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団公舎規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月26日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団公舎規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団公舎規程（昭和44年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第９条の次に次の１条を加える。

（駐車場の使用の許可）

第９条の２　入居者は、公舎の駐車場を使用しようとするときは、企業長の許可を受けなければならない。

第10条第２項中「前項の場合」を「前２項の場合において、」に改め、同項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　公舎の駐車場を使用する入居者に係る公舎の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に3,000円を加算した額とする。

様式第２号を次のように改める。

様式第２号

公　舎　入　居　許　可　申　請　書

年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

所属(補職名)
申込者　職　　名
氏　　名　　㊞

生年月日及び性別				勤続年数	
年　月　日生				年　月	
同居家族	氏　　名	性別	年令	続柄	備　　考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

所属長　　㊞

様式第３号中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第４号から様式第６号までの規定中「殿」を「様」に改め、「昭和」を削る。

様式第７号中「殿」を「様」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成21年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、既に調整済の様式による用紙は、この規程にかかわらず当分の間使用することができる。

訓令第１号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年１月７日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

第15条の２第５号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成21年５月21日から施行する。

管　理　規　程

阪神水道企業団管理規程第１号

阪神水道企業団職員寮管理規程を廃止する規程を次のように定める。

平成21年１月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団職員寮管理規程を廃止する規程

阪神水道企業団職員寮管理規程（昭和40年管理規程第１号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成21年１月５日から施行する。

（阪神水道企業団分課規程の一部改正）

２　阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第７条総務部総務課職員係の項第10号中「職員寮並びに」を削る。

告　　示

阪神水道企業団告示第26号

平成20年第２回阪神水道企業団議会定例会において認定された、平成19年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

平成20年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1．平成１９年度阪神水道企業団水道事業決算報告書

（1）収益的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第1款　水道事業収益	19,739,849,000	△ 30,836,000	0	19,709,013,000	**19,745,764,149**	36,751,149	
第1項　営業収益	18,835,398,000	△ 30,836,000	0	18,804,562,000	**18,804,562,526**	526	（うち仮受消費税及び地方消費税 895,455,356円）
第2項　営業外収益	904,450,000	0	0	904,450,000	**941,201,623**	36,751,623	（うち仮受消費税及び地方消費税 1,858,882円）
第3項　特別利益	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	予備費支出額	流用増減額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
第1款　水道事業費用	20,964,160,000	△ 30,836,000	0	0	0	20,933,324,000	0	20,933,324,000	**20,767,871,900**	0	165,452,100	
第1項　営業費用	15,311,879,000	△ 30,836,000	0	△ 62,756,000	0	15,218,287,000	0	15,218,287,000	**15,083,824,872**	0	134,462,128	（うち仮払消費税及び地方消費税206,308,793円）
第2項　営業外費用	5,647,278,000	0	0	62,756,000	0	5,710,034,000	0	5,710,034,000	**5,682,537,016**	0	27,496,984	（うち仮払消費税及び地方消費税25,337円）
第3項　特別損失	3,000	0	0	0	0	3,000	0	3,000	**1,510,012**	0	△ 1,507,012	
第4項　予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	**0**	0	5,000,000	

（2）資本的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第1款　資本的収入	3,174,343,000	△ 821,068,000	2,353,275,000	190,647,000	0	2,543,922,000	**1,764,713,362**	△ 779,208,638	
第1項　企業債	1,351,000,000	△ 493,000,000	858,000,000	187,200,000	0	1,045,200,000	**270,200,000**	△ 775,000,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　766,000,000円）
第2項　出資金	1,468,244,000	△ 5,032,000	1,463,212,000	0	0	1,463,212,000	**1,463,212,000**	0	
第3項　国庫補助金	353,725,000	△ 323,036,000	30,689,000	3,447,000	0	34,136,000	**29,942,000**	△ 4,194,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　4,194,000円）
第4項　固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	
第5項　工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	
第6項　基金収入	1,370,000	0	1,370,000	0	0	1,370,000	**1,359,362**	△ 10,638	
第7項　長期貸付金返還金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	
第8項　その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	流用増減額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	決算額	翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	不用額	備考
第1款　資本的支出	10,701,002,000	1,800,732,000	0	12,501,734,000	247,961,000	0	12,749,695,000	**11,888,595,080**	806,412,000	0	806,412,000	54,687,920	
第1項　建設改良費	1,890,748,000	△ 788,893,000	0	1,101,855,000	247,961,000	0	1,349,816,000	**488,732,694**	806,412,000	0	806,412,000	54,671,306	（うち仮払消費税及び地方消費税18,271,388円）
第2項　企業債償還金	5,797,932,000	2,547,472,000	0	8,345,404,000	0	0	8,345,404,000	**8,345,399,305**	0	0	0	4,695	
第3項　投資	1,370,000	0	0	1,370,000	0	0	1,370,000	**1,359,362**	0	0	0	10,638	
第4項　水利負担金	2,998,252,000	0	0	2,998,252,000	0	0	2,998,252,000	**2,998,250,821**	0	0	0	1,179	（うち仮払消費税及び地方消費税94,453,934円）
第5項　国庫補助金返還金	12,700,000	42,153,000	0	54,853,000	0	0	54,853,000	**54,852,898**	0	0	0	102	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額10,123,881,718円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額112,725,322円、過年度分損益勘定留保資金7,889,308,033円及び当年度分損益勘定留保資金2,121,848,363円で補てんした。

２．平成19年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位　円）

1．営業収益			
(1) 分賦金	17,906,088,810		
(2) その他の営業収益	3,018,360	17,909,107,170	
2．営業費用			
(1) 原水費	1,210,639,462		
(2) 浄水費	2,089,755,685		
(3) 配水費	2,010,117,474		
(4) 総係費	1,216,035,412		
(5) 議会費及び監査費	15,389,233		
(6) 減価償却費	8,303,101,772		
(7) 資産減耗費	32,477,041	14,877,516,079	
営業利益			3,031,591,091
3．営業外収益			
(1) 受取利息	53,918,029		
(2) 補助金	759,751,000		
(3) 雑収益	125,673,828	939,342,857	
4．営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	5,104,465,119		
(2) 雑支出	528,960	5,104,994,079	△ 4,165,651,222
経常損失			1,134,060,131
5．特別損失			
(1) 臨時損失	1,510,012	1,510,012	△ 1,510,012
当年度純損失			1,135,570,143
前年度繰越欠損金			11,387,926,608
当年度未処理欠損金			12,523,496,751

３．平成19年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位　円）

利　益　剰　余　金　の　部

Ⅰ．欠　損　金

(1) 前年度未処理欠損金	11,387,926,608
繰越欠損金年度末残高	11,387,926,608
(2) 当年度純損失	1,135,570,143
当年度未処理欠損金	12,523,496,751

資本剰余金の部

Ⅰ.国庫補助金		
1.前年度末残高	60,396,362,911	
2.前年度処分額	0	
3.当年度発生高	29,942,000	
4.当年度処分額	61,884,492	
5.当年度末残高		60,364,420,419
Ⅱ.工事負担金		
1.前年度末残高	3,068,481,046	
2.前年度処分額	0	
3.当年度発生高	0	
4.当年度処分額	0	
5.当年度末残高		3,068,481,046
Ⅲ.受贈財産評価額		
1.前年度末残高	6,874,588	
2.前年度処分額	0	
3.当年度発生高	0	
4.当年度処分額	0	
5.当年度末残高		6,874,588
Ⅳ.その他資本剰余金		
1.前年度末残高	231,484,548	
2.前年度処分額	0	
3.当年度発生高	0	
4.当年度処分額	0	
5.当年度末残高		231,484,548
翌年度繰越資本剰余金		63,671,260,601

４．平成19年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書

（単位　円）

１．当年度未処理欠損金	12,523,496,751
２．欠損金処理額	0
３．翌年度繰越欠損金	12,523,496,751

５．平成19年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

（平成20年3月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

1.固定資産				
(1)有形固定資産				
イ.土地		8,708,934,695		
ロ.建物	16,264,329,416			
減価償却累計額	4,031,357,459	12,232,971,957		
ハ.構築物	158,383,288,090			
減価償却累計額	34,318,240,660	124,065,047,430		
ニ.機械及び装置	86,591,590,504			
減価償却累計額	39,860,616,619	46,730,973,885		
ホ.車両運搬具	31,774,700			
減価償却累計額	26,029,190	5,745,510		
ヘ.器具備品	857,721,985			
減価償却累計額	659,923,878	197,798,107		
ト.建設仮勘定		481,018,310		
有形固定資産合計			192,422,489,894	
(2)無形固定資産				
イ.水利権		27,750,873,377		
ロ.地上権		330,572,632		
ハ.施設利用権		290,335,484		
ニ.電話加入権		1,082,281		
無形固定資産合計			28,372,863,774	
(3)投資				
イ.投資有価証券		999,700,000		
ロ.出資金		70,566,000		
ハ.長期貸付金		618,473,714		
ニ.基金		454,574,403		
投資合計			2,143,314,117	
固定資産合計				222,938,667,785
2.流動資産				
(1)現金預金			6,650,502,942	
(2)未収金			142,327,133	
(3)貯蔵品			62,345,469	
(4)仮払金			198,759	
流動資産合計				6,855,374,303
資産合計				229,794,042,088

負　債　の　部

3.固定負債			
(1)引当金		621,176,468	
固定負債合計			621,176,468
4.流動負債			
(1)未払金		1,037,521,226	
(2)前受金		5,484,420	
(3)預り金		57,565,555	
流動負債合計			1,100,571,201
負債合計			1,721,747,669

資　本　の　部

5.資本金			
(1)自己資本金		76,112,096,940	
(2)借入資本金			
イ.企業債	100,812,433,629		
借入資本金合計		100,812,433,629	
資本金合計			176,924,530,569
6.剰余金			
(1)資本剰余金			
イ.国庫補助金	60,364,420,419		
ロ.工事負担金	3,068,481,046		
ハ.受贈財産評価額	6,874,588		
ニ.その他資本剰余金	231,484,548		
資本剰余金合計		63,671,260,601	
(2)欠損金			
イ.当年度未処理欠損金	12,523,496,751		
欠損金合計		12,523,496,751	
剰余金合計			51,147,763,850
資本合計			228,072,294,419
負債資本合計			229,794,042,088

阪神水道企業団告示第27号

平成20年第２回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成20年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成20年12月18日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

平成20年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　平成20年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　平成20年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（計）
収入			
第１款　水道事業収益	19,525,521 千円	695 千円	19,526,216 千円
第３項　特別利益	1 千円	695 千円	696 千円
支出			
第１款　水道事業費用	20,411,469 千円	97,000 千円	20,508,469 千円
第１項　営業費用	15,534,195 千円	97,000 千円	15,631,195 千円

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,002,702 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 246,756 千円及び損益勘定留保資金 8,755,946 千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（計）
収入			
第１款　資本的収入	6,220,319 千円	587 千円	6,220,906 千円
第４項　固定資産売却代金	1 千円	18 千円	19 千円
第６項　基金収入	3,700 千円	569 千円	4,269 千円
支出			
第１款　資本的支出	15,221,443 千円	2,165 千円	15,223,608 千円
第３項　投資	3,700 千円	1,283 千円	4,983 千円
第５項　国庫補助金返還金	281 千円	882 千円	1,163 千円

第４条　予算第10条中「652,495 千円」を「689,495 千円」に改める。